J258
　無線通信規則第5.543A号を参照すること。
J259
　宇宙研究業務によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第21条表21―４に定める値を超えないことを条件とする。
J260
　31.8―33.4GHz、37―40GHz、40.5―43.5GHz、51.4―52.6GHz、55.78―59GHz及び64―66GHzの周波数帯は、固定業務における高密度に配置して使用する無線通信システムに使用することができる（決議第75（ＷＲＣ―2000）参照）。
J261
　航空機上レーダーシステムの運用上の必要性を考慮して、この周波数帯における固定業務の局と無線航行業務の航空機上の局との間の混信は、極力抑えるものとする。
J262
　32.3―33GHzの周波数帯における衛星間業務、32―33GHzの周波数帯における無線航行業務及び31.8―32.3GHzの周波数帯における宇宙研究業務（深宇宙）の通信システムを設計するに当たっては、無線航行業務の安全面に留意しつつ、これらの業務間の有害な混信を防止するために必要な全ての措置を執らなければならない（勧告第707参照）。
J263
　この周波数帯において、地球探査衛星業務（能動）又は宇宙研究業務（能動）のあらゆる宇宙検知器により生ずる地表面での平均電力束密度は、ビームの中心から0.8度を超えるいかなる角度においても、この周波数帯で－73.3dB（W／㎡）を超えてはならない。
J264
　地球探査衛星業務（受動）と固定業務及び移動業務との間の36―37GHz帯の共用に当たっては、決議第752（ＷＲＣ―07）を適用する。
J265
　無線通信規則第5.551H号を参照すること。
J266
　無線通信規則第5.551I号を参照すること。
J267
　43.5―47GHz及び66―71GHzの周波数帯において、陸上移動業務の局は、これらの周波数帯が分配されている宇宙無線通信業務に有害な混信を生じさせないことを条件として運用することができる（無線通信規則第5.43号参照）。
J268
　この周波数帯は、移動衛星業務又は無線航行衛星業務に関連して、特定の固定地点の陸上局を接続する衛星回線にも使用することができる。
J269
　47.2―49.2GHzの周波数帯は、40.5―42.5GHzの周波数帯で運用する放送衛星業務のフィーダリンクに使用するため、周波数の割当てを保留する。
J270
　47.2―47.5GHz及び47.9―48.2GHzの周波数帯における固定業務に対する分配は、高高度プラットフォーム局（ＨＡＰＳ）に割り当てることができる。なお、この周波数帯の使用は、決議第122（ＷＲＣ―07、改）の規定に従うことを条件とする。
J271
　48.94―49.04GHzの周波数帯は、一次業務で電波天文業務に分配する。
J272
　51.4―54.25GHz、58.2―59GHz及び64―65GHzの周波数帯は、電波天文業務にも使用することができる。
J273
　移動業務（小電力業務用を除く。）によるこの周波数帯の使用は、2021年12月31日までに限る。
J274
　衛星間業務による54.25―56.9GHz、57―58.2GHz及び59―59.3GHzの周波数帯の使用は、静止衛星軌道上にある衛星相互間に限る。衛星間業務の局による地表面から1000㎞までの高度における単一入射電力束密度は、全ての条件及び全ての変調方式について、全ての仰角に対し、－147dBW／㎡／100MHzを超えてはならない。
J275
　この周波数帯は、低密度の使用として、一次業務で移動業務にも分配する。
J276
　55.78―56.26GHzの周波数帯においては、地球探査衛星業務（受動）の局を保護するため、固定業務の局における送信機より空中線へ送られる最大電力密度を、－26dB（W／MHz）に制限する。
J277
　航空移動業務によるこの周波数帯の使用は、衛星間業務に有害な混信を生じさせないことを条件とする（無線通信規則第5.43号参照）。
J278
　衛星間システムによるこの周波数帯の使用は、静止衛星軌道における衛星間リンク及び高軌道非静止衛星から低軌道非静止衛星への送信に限る。静止衛星軌道における衛星間リンクについては、地表面から1000㎞までの高度における単一入射電力束密度は、全ての条件及び全ての変調方式について、全ての仰角に対し、－147dBW／㎡／100MHzを超えてはならない。
J279
　無線標定業務における航空機上のレーダーによるこの周波数帯の使用は、衛星間業務に有害な混信を生じさせないことを条件とする（無線通信規則第5.43号参照）。
J280
　この周波数帯は、一次業務で地球探査衛星業務及び宇宙研究業務の宇宙局のレーダーにも使用することができる。
J281
　81―81.5GHzの周波数帯は、二次業務でアマチュア業務及びアマチュア衛星業務にも分配する。
J282
　固定業務、移動業務及び放送業務の局は、周波数割当計画に係る会議における放送衛星業務のための適切な決定に従って運用する固定衛星業務の局及び放送衛星業務の局に対して有害な混信を生じさせてはならない。
J283
　固定衛星業務（地球から宇宙）によるこの周波数帯の使用は、静止衛星軌道上の放送衛星業務のフィーダリンクに限定される。
J284
　地球探査衛星業務（能動）及び宇宙研究業務（能動）によるこの周波数帯の使用は、宇宙雲レーダー用に限る。
J285
　宇宙局の送信設備及び関連する電波天文業務の用に供する受信設備の運営体は、94―94.1GHz及び130―134GHzの周波数帯における地球探査衛星業務（能動）の宇宙局から電波天文受信機の空中線の主ビームに向けられた送信により発生する干渉を極力避けるため、相互に運用を計画するものとする。
J286
　105―109.5GHz、111.8―114.25GHz、155.5―158.5GHz及び217―226GHzの周波数帯において、この分配は、宇宙電波天文のみの使用に限る。